

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

(1) 議案第 156 号

三重県都市公園条例の一部を改正する条例案について 1

(2) 議案第 158 号

工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）
志登茂川浄化センター水処理機械設備工事） 3

(3) 議案第 164 号、第 165 号、第 166 号、第 167 号、第 168 号

鈴鹿青少年の森、熊野灘臨海公園、大仏山公園、北勢中央公園、
亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について 5

2 所管事項

(1) 中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の供用について 13

(2) 県管理河川水防災協議会について 15

(3) 県管理道路における区画線の引き直しの考え方について 17

(4) 審議会等の審議状況 19

平成 29 年 12 月 14 日

県 土 整 備 部

【議案第 156 号】三重県都市公園条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

都市公園法等が一部改正されたことに鑑み、都市公園の敷地面積に対する運動施設の割合の制限に係る規定等を整備するものです。

2 改正内容

都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合の制限について、都市公園法施行令の改正により、条例で定めることとされました。このため、三重県都市公園条例に、割合が100分の50を超えてはならないとする規定を整備します。

併せて、都市公園法の改正による条ずれに伴い、その条文を引用する規定を整理します。

3 条例の施行期日

公布の日

【参考】

○都市公園法施行令 新旧対照表

改正前	改正後
(公園施設に関する制限等) 第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。	(公園施設に関する制限等) 第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、 <u>百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合</u> （国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十） <u>を超えてはならない。</u>

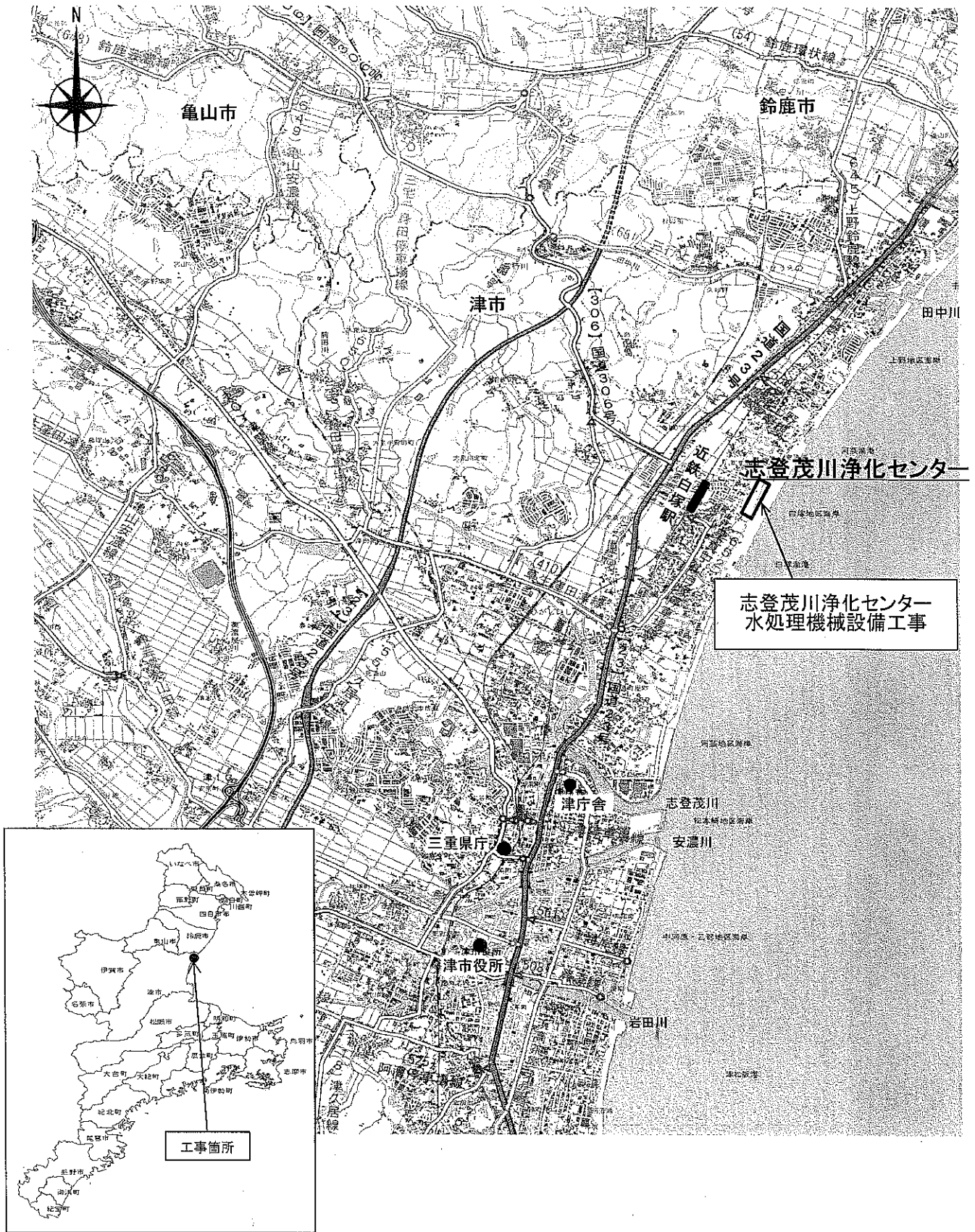
○三重県都市公園条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
第十七条 法第五条の三の規定により知事に代つてその権限を行う者は、前条の規定の適用については、知事とみなす。	(運動施設に関する制限) 第二条の三 <u>一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならない。</u> 第十七条 法第五条の <u>十一</u> の規定により知事に代つてその権限を行う者は、前条の規定の適用については、知事とみなす。

議案番号 第158号 工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

工 事 名	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター水処理機械設備工事													
施 工 場 所	津市白塚町地内 ～ 河芸町影重地内													
契 約 金 額	変更前 1,192,320,000円（消費税等含む） 変更後 1,193,557,680円（消費税等含む）													
請 負 者 住 所 氏 名	愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号 日立造船株式会社中部支社 支社長 金谷 孝之													
契 約 工 期	平成27年10月20日 ～ 平成30年3月17日													
工 事 内 容	<table border="0"> <tr> <td>水処理機械設備新設</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 水処理設備（1系）</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> 送風機設備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> ろ過設備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> 消毒設備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td> 水処理脱臭設備</td> <td>1式</td> </tr> </table>	水処理機械設備新設		水処理設備（1系）	1式	送風機設備	1式	ろ過設備	1式	消毒設備	1式	水処理脱臭設備	1式	<p><u>変更理由</u></p> <p>供用人口の増加に伴い、供用開始時の流入汚水量が発注時より増加した。このことにより、配管設備の設計を変更したため、工事費の増額を行うものである。</p>
水処理機械設備新設														
水処理設備（1系）	1式													
送風機設備	1式													
ろ過設備	1式													
消毒設備	1式													
水処理脱臭設備	1式													
契 約 方 法	随意契約													

位置図



議案第 164 号、第 165 号、第 166 号、第 167 号、第 168 号 指定管理者の指定について

1 議案

議案第 164 号「鈴鹿青少年の森の指定管理者の指定について」

議案第 165 号「熊野灘臨海公園の指定管理者の指定について」

議案第 166 号「大仏山公園の指定管理者の指定について」

議案第 167 号「北勢中央公園の指定管理者の指定について」

議案第 168 号「亀山サンシャインパークの指定管理者の指定について」

2 指定管理者の指定

県土整備部が所管している県営都市公園「鈴鹿青少年の森」、「熊野灘臨海公園」、「大仏山公園」、「北勢中央公園」、「亀山サンシャインパーク」について、指定管理者による管理を行わせるため、三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 14 条の 6 第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設名称	設置場所	指定管理候補者の名称・代表者・所在地
鈴鹿青少年の森	鈴鹿市住吉町	三重県森林組合連合会 代表理事会長 朝尾 高明 津市桜橋一丁目 104 番地
熊野灘臨海公園	北牟婁郡紀北町	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 代表取締役社長 吉川 勝也 北牟婁郡紀北町東長島 3043 番地の 4
大仏山公園	伊勢市小俣町、度会郡玉城町、多気郡明和町	有限会社太陽緑地 代表取締役 吉川 信吾 伊勢市下野町 600 番地の 13
北勢中央公園	四日市市西村町、いなべ市大安町、三重郡菰野町	株式会社名阪造園 代表取締役 田中 清平 四日市市野田二丁目 5 番 23 号
亀山サンシャインパーク	亀山市布気町	サンシャインパーク GM 【構成員】亀山サンシャインパーク(株)、近藤緑化(株) 代表者 北川 亨 亀山市布気町 801 番地 1

4 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

5 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 29 年 7 月 10 日から平成 29 年 8 月 23 日まで行った結果、いずれも各 1 団体から応募申請がありました。

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による「三重県営都市公園指定管理者選定委員会」を設置し、審査を行いました。

ア 選定委員会構成員

委員長	板谷 明美	(三重大学生物資源学部准教授)
委員	上野 知拓	(一般財団法人公園財団)
委員	片岡 福生	(公募により選出)
委員	加藤 久	(公募により選出)
委員	岸本 敏夫	(公募により選出)
委員	三谷 孝	(公募により選出)
委員	吉田 太紀子	(公認会計士)

イ 審査の経過

平成 29 年 6 月 29 日 第 1 回選定委員会 (審査基準及び配点表の作成)

平成 29 年 10 月 13 日 第 2 回選定委員会 (ヒアリング審査及び総合審査)

ウ 提案内容及び審査の概要等

応募申請団体が提案した主要内容と審査の概要については、別紙のとおりです。選定委員会では、各公園の応募申請団体が指定管理者として適当であると判断されました。

※ 別紙：「審査基準及び配点表」

「応募申請団体の提案内容及び審査の概要」

エ 選定結果

選定委員会の意見を踏まえ、各公園の応募申請団体を指定管理候補者として選定しました。

6 今後の取組予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のとおり手続きを進めます。

平成 29 年 12 月 指定管理者の指定

平成 30 年 2 月 協定書の締結

平成 30 年 4 月 指定管理者による公園管理の開始

審査基準及び配点表

別紙

審査項目	審査基準	配点
1. 県民の平等な利用を確保する。	①公平平等な利用が確保されているか	10
	②運営管理の方針が公園の設置目的に合致しているか	10
	③指定管理者への意欲、責任が感じ取れるか	20
	小計	40(280)
2. 適切な管理を図る。	①管理運営業務の内容が適切に示されているか	30
	②管理運営業務の内容は、業務仕様書等で定める業務水準を満足しているか	30
	③管理運営業務に関連する法令が遵守されるか	20
	小計	80(560)
3. 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	①利用促進方策の効果は見込めるか	20
	②利用者への対応内容は適切であるか	10
	③地域住民やNPO等の団体との連携が図られるか	10
	④自主事業の計画内容は適切であるか	15
	⑤独自提案の内容が有効に働くか	15
	小計	70(490)
4. 管理の効率化を図る。	①収入・支出の積算と事業計画の内容との整合性は図られているか	10
	②事業計画のとおり実施できる収支計画であるか	20
	③経費の縮減が図られているか	10
	小計	40(280)
5. 必要な人員及び財政的基礎を有している。	①責任体制及び職員体制は適切であるか	10
	②人材育成方針及び研修計画は適切であるか	10
	③事故発生時等、危機管理において速やかで適切に対応できるか	10
	④施設を持続的・安定的に運営できる能力があるか	10
	⑤安定的な運営管理に必要となる財政的基礎を有しているか	10
	⑥人権尊重社会の実現に貢献する提案であるか	5
	⑦男女共同参画に配慮した提案であるか	5
	⑧次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主として取り組んでいるか	5
	⑨持続可能な循環型社会に向けた環境保全活動に取り組んでいるか	5
	小計	70(490)
合計		300(2,100)

※配点欄の数値は、委員一人当たりの配点。()内の数値は、項目毎の小計に委員の人数(7人)を乗じたもの。

応募申請団体の提案内容及び審査の概要（鈴鹿青少年の森）

応募申請団体の名称等

三重県森林組合連合会（津市桜橋一丁目104番地）
代表理事会長 朝尾 高明

主な提案内容等

審査項目	主な提案内容							
1 県民の平等な利用を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 当公園は、青少年が自然の中で、屋外活動に親しみ、心身を鍛錬し高い豊かな人間性を養うことを目的として整備された公の施設であるため、公平性・中立性・透明性を確保しつつ、効果的・効率的な管理により、快適なサービスの提供に努める。 	170点						
2 適切な管理を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 樹木等の健全な状態を維持するため、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期に行い、枯損木や枯枝を適切に処理する。 関係法令を遵守し、適切な公園管理に努める。 	338点						
3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 公園内にある桜をはじめとした樹木、草花の開花情報について情報発信を行う。 アンケート等を通じて県民からの意見を幅広く把握し、管理運営に生かす。 鈴鹿青少年センターや地域の住民と連携し、公園管理を行う。 公園利用者の増大につながるよう、薬用植物園、湿地帯、トリムコース、樹林地等の自然や施設を生かしたイベントを年12回以上開催する。 1級造園施工管理技士等の資格を有した職員を活用し、適切な公園管理を行い、爽快感が得られるような公園を維持するよう努める。 	294点						
4 管理の効率化を図る。	<p style="text-align: center;">【経費の縮減】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①</th> <th style="width: 33%;">指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②</th> <th style="width: 33%;">差引額 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">219,641千円</td> <td style="text-align: center;">219,641千円</td> <td style="text-align: center;">0千円</td> </tr> </tbody> </table>	県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)	219,641千円	219,641千円	0千円	128点
県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)						
219,641千円	219,641千円	0千円						
5 必要な人員及び財政的基礎を有している。	<ul style="list-style-type: none"> 所長を中心に、副所長3名、公園スタッフ5名を配置し、公園の管理運営を行う。 人権尊重社会の実現として、高齢者、障がい者も楽しむことができるイベントを企画する。 男女共同参画社会を推進するため、女性の雇用を積極的に行う。 次世代育成支援の推進として、子ども、子育て家庭に配慮した安全で快適な公園整備に努め、子どもの利用の促進に努める。 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、自然とふれあうイベントの開催を通じ、自然環境教育や森林環境教育の普及啓発に努める。 	291点						
総合審査結果		1,221点						

選定委員会の講評

委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に評価をした結果、県の要求した管理水準等を満たしていることと判断できることから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。
知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

応募申請団体の提案内容及び審査の概要（熊野灘臨海公園）

応募申請団体の名称等

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社（北牟婁郡紀北町東長島3043番地の4） 代表取締役社長 吉川 勝也

主な提案内容等

審査項目	主な提案内容							
1 県民の平等な利用を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が施設を利用することを拒まず、不当な差別的取り扱いをせず、身体的弱者にも安全安心に利用していただけるよう配慮する。 ・利用者ファースト、地域振興への寄与、災害に対する危機管理と環境の保全を基本方針とする。 	196点						
2 適切な管理を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全・安心を確保するため、日常巡視や点検修繕を徹底する。 ・恵まれた自然環境を汚すことなく、各地区それぞれに見合った環境の整備を行う。 	346点						
3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観や季節感、行事開催等の魅力的な情報を発信する。 ・アンケートなどで利用者ニーズを把握し、ニーズに対応したサービスを提供する。 ・公園の維持管理やイベント開催等について、地域住民や団体と連携し、地域活性化の取組にも積極的に参加する。 ・シーカヤック体験教室や投げ釣り大会等の自主事業を実施し、また、地域での協働イベントも行っていく。 ・紀北町の施策であるスポーツ振興と連携し、スポーツ合宿等の誘致に努める。 	310点						
4 管理の効率化を図る。	<p style="text-align: center;">【経費の縮減】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">県が提示した指定期間中の 指定管理料上限額 ①</th> <th style="width: 33%;">指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②</th> <th style="width: 33%;">差引額 (①－②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">292,791千円</td> <td style="text-align: center;">292,791千円</td> <td style="text-align: center;">0千円</td> </tr> </tbody> </table>	県が提示した指定期間中の 指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①－②)	292,791千円	292,791千円	0千円	122点
県が提示した指定期間中の 指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①－②)						
292,791千円	292,791千円	0千円						
5 必要な人員及び財政的基礎を有している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館業のノウハウを活用し、人材育成研修を計画的に行う。 ・人権尊重社会の実現として、自由・平等の原則に基づき、管理運営に努める。 ・男女共同参画社会の実現として、男女それぞれの特性を鑑み、有効的な仕事の役割分担を図る。 ・次世代育成支援の推進として、子どもの野外体験学習の場作りを推進していく。 ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、リサイクルの推進や天然資源の有効的消費を図る。 	283点						
総合審査結果		1,257点						

選定委員会の講評

委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に評価をした結果、県の要求した管理水準等を満たしていると判断できることから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。
 知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

応募申請団体の提案内容及び審査の概要（大仏山公園）

応募申請団体の名称等

有限会社太陽緑地（伊勢市下野町600番地の13）
代表取締役 吉川 信吾

主な提案内容等

審査項目	主な提案内容	点						
1 県民の平等な利用を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 未利用者や潜在利用者の発掘、拡大に努め、広く県民の公平平等な利用を目指す。 当公園にある豊かな自然を維持・活用することにより、「散策、休憩のできる公園施設」として設置された目的を重視し、管理運営を行う。 	182点						
2 適切な管理を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 緑地管理委託の経験やノウハウを生かし、使用目的や景観に配慮し、人と自然にやさしい管理を行う。 関係法令・関係施策に基づいて、公平平等な利用ができるよう努める。 	336点						
3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 野球合宿の誘致やテニス教室の開催など、運動施設の利用促進に努める。 親しみやすい「管理事務所づくり」、気軽に声をかけやすい「雰囲気づくり」をモットーに、公園事務所が市民協働の拠点としての機能を十分に発揮するよう、利用者とのコミュニケーションを促進する。 自主事業はもとより、日常的な管理運営においても積極的に地域の方々と連携する。 フリーマーケットやステージイベント等を楽しむことができる春・秋の二大イベントを開催する。 過去のアンケート結果をもとに、ゲートボール場の有効利用、施設改善などの提案を行っていく。 	296点						
4 管理の効率化を図る。	<p style="text-align: center;">【経費の縮減】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">県が提示した指定期間中の 指定管理料上限額 ①</th> <th style="text-align: center;">指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②</th> <th style="text-align: center;">差引額 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">223,539千円</td> <td style="text-align: center;">221,940千円</td> <td style="text-align: center;">1,599千円</td> </tr> </tbody> </table>	県が提示した指定期間中の 指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)	223,539千円	221,940千円	1,599千円	150点
県が提示した指定期間中の 指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した 指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)						
223,539千円	221,940千円	1,599千円						
5 必要な人員及び財政的基礎を有している。	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営を効率的に行うための適正な人数の職員を配置し、より良いサービスが行えるように職員研修を実施する。 人権尊重社会の実現として、意識や慣習による差別、物理的な障害のない社会を目指した人権尊重基本方針を運営マニュアルに盛り込む。 次世代育成支援の推進として、公園内でのイベントに青少年が参加しやすい環境を整える。 持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、物品の購入にあたっては、環境への負荷が少ない製品を優先的に購入する。 	287点						
総合審査結果		1,251点						

選定委員会の講評

委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に評価をした結果、県の要求した管理水準等を満たしていることと判断できることから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。
知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

応募申請団体の提案内容及び審査の概要（北勢中央公園）

応募申請団体の名称等

株式会社名阪造園（四日市市野田二丁目5番23号） 代表取締役 田中 清平

主な提案内容等

審査項目	主な提案内容							
1 県民の平等な利用を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を尊重し、全ての利用者が公平・平等に利用できるよう、施設面・運用面で最大限の配慮を行う。 ・「Fratto HOKUCHU」をテーマに、「いつでも」、「だれでも」、「なんでも」楽しめる公園を目指す。 	200点						
2 適切な管理を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・徹底した日常点検、中長期的展望に立った緑地管理、リサイクルの促進を重視する。 ・当公園を管理運営するための業務に関する全ての法令等を遵守する。 	370点						
3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の環境整備、芝生広場や遊具周りへの緑陰導入などに取り組む。 ・公園管理事務所のパークセンター機能を強化するため、休憩スペースの充実や花見等の情報発信に取り組む。 ・当公園で活動する市民グループと連携し、観察会等のイベントの充実を図る。 ・公園の様々な場所を活用し、季節に応じた多様なイベントを開催する。 ・里山ガーデニングエリアの導入、車両通行のある園路の安全確保等に取り組む。 	348点						
4 管理の効率化を図る。	<p style="text-align: center;">【経費の縮減】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①</th> <th style="width: 33%;">指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②</th> <th style="width: 33%;">差引額 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">306,249千円</td> <td style="text-align: center;">297,400千円</td> <td style="text-align: center;">8,849千円</td> </tr> </tbody> </table>	県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)	306,249千円	297,400千円	8,849千円	154点
県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)						
306,249千円	297,400千円	8,849千円						
5 必要な人員及び財政的基礎を有している。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門技術、接客対応などの研修プログラムを実践し、技術力・サービスの向上に努める。 ・人権尊重社会の実現に向けて、三重県人権施策基本方針の理念に基づいた管理運営を行う。 ・男女共同参画社会の実現として、年齢性別に関わりなく個人として能力を発揮し、また、スポーツやレクリエーション、イベント活動を享受できる機会を提供する。 ・次世代育成支援に向けて、当公園の豊かな自然環境を子どもたちの成長、学びの場として有効活用していただけるよう、環境教育学習や様々なイベントを充実させていくことを目指す。 ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、植物管理業務で発生する緑の廃棄物のチップ化や堆肥化に努める。 	311点						
総合審査結果		1,383点						

選定委員会の講評

<p>委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に評価をした結果、県の要求した管理水準等を満たしていることと判断できることから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。</p> <p>知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。</p>
--

応募申請団体の提案内容及び審査の概要（亀山サンシャインパーク）

応募申請団体の名称等

サンシャインパークGM（亀山市布気町801番地1） 代表者 北川 亨

主な提案内容等

審査項目	主な提案内容							
1 県民の平等な利用を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンディのある方や外国人の方も不自由なく利用できる環境づくりなど、公正・公平な利用を確保する。 ・当公園の設置目的である、高速道路と都市公園を一体化したハイウェイオアシスとしての機能を発揮するため、責任と自覚を持って管理運営を行う。 	182点						
2 適切な管理を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木管理については、自然樹形を基本に樹木に応じた樹形に仕上げ、下枝剪定等、利用者の安全と美観の維持に努める。 ・法令遵守、安全安心・環境保全・公平性の確保を基本理念とし、利用者目線に立った管理運営を行う。 	344点						
3 効用を最大限に発揮する。県民サービスの向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民との協働でエントランスゾーン等に四季折々の草花を植栽し、来訪者に楽しんでいただく。 ・公園のイベントや四季における風景など、ホームページ等により積極的に情報発信する。 ・「亀山サンシャインパークを考える会」を設立し、関係団体と意見交換を行い、管理運営に反映させる。 ・樹木観察会、カヌー教室等の体験型イベントや、オアシス館との共同イベントを開催する。 ・バーベキューランドで食材の販売や器具の貸出を実施する。 	315点						
4 管理の効率化を図る。	<p style="text-align: center;">【経費の縮減】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①</th> <th style="width: 33%;">指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②</th> <th style="width: 33%;">差引額 (①-②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">113,105千円</td> <td style="text-align: center;">112,400千円</td> <td style="text-align: center;">705千円</td> </tr> </tbody> </table>	県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)	113,105千円	112,400千円	705千円	144点
県が提示した指定期間中の指定管理料上限額 ①	指定管理候補者が提案した指定期間中の指定管理料 ②	差引額 (①-②)						
113,105千円	112,400千円	705千円						
5 必要な人員及び財政的基礎を有している。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理課長の指揮のもと、施設管理主任、維持管理員2名を常駐させる。 ・人権尊重社会の実現として、公平平等を管理運営の基本とする。 ・男女共同参画社会の実現として、公園の運営管理に関し、男女雇用均等に努める。 ・次世代育成支援の推進として、自然等の体験的活動の機会を提供する。 ・持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動として、3Rの推進に取り組む。 	299点						
総合審査結果		1,284点						

選定委員会の講評

委員会における選定基準に基づく審査により、総合的に評価をした結果、県の要求した管理水準等を満たしていることと判断できることから、委員会としては、指定管理者として適当であると認めるものである。
知事は指定管理者の選定後、当該指定管理者が申請に当たって提案した内容が着実に実行されるよう、事業報告書等に基づいて管理実績を検証し、必要に応じて指示をするなど、指定管理者の指導監督に努められたい。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の供用について

1 志登茂川処理区の供用と効果

津市北部地域を対象とする中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）は、平成30年4月1日に供用開始し、津駅周辺地区、津市白塚地区、旧河芸町並びに旧安濃町地内（次頁で示すハッチ部）において、下水道が使用できるようになります。

このことにより、約1万6千人が新たに下水道を使用できるようになり、下水道普及率が、津市で約6ポイント、三重県全体で約0.9ポイント増加する見込みです。

2 今後の予定

平成30年 1月～ 2月	設備の試運転
2月	白塚・豊津地区地元施設見学会開催
3月	供用開始の広報 ・県政記者クラブへ報道資料提供 ・津市政だよりへの掲載
3月24日	供用開始の式典開催
4月 1日	供用開始

3 水処理施設の継続調査結果

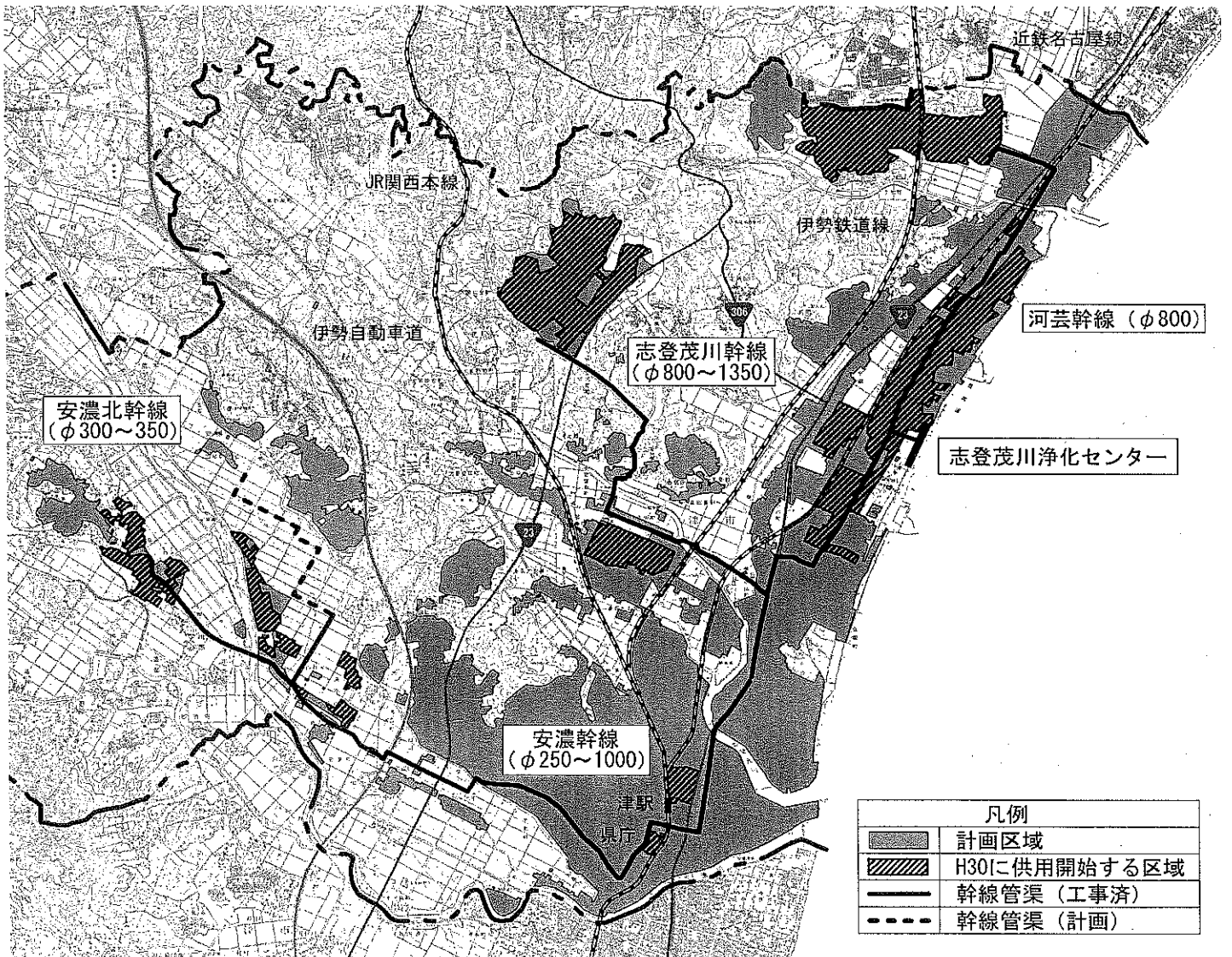
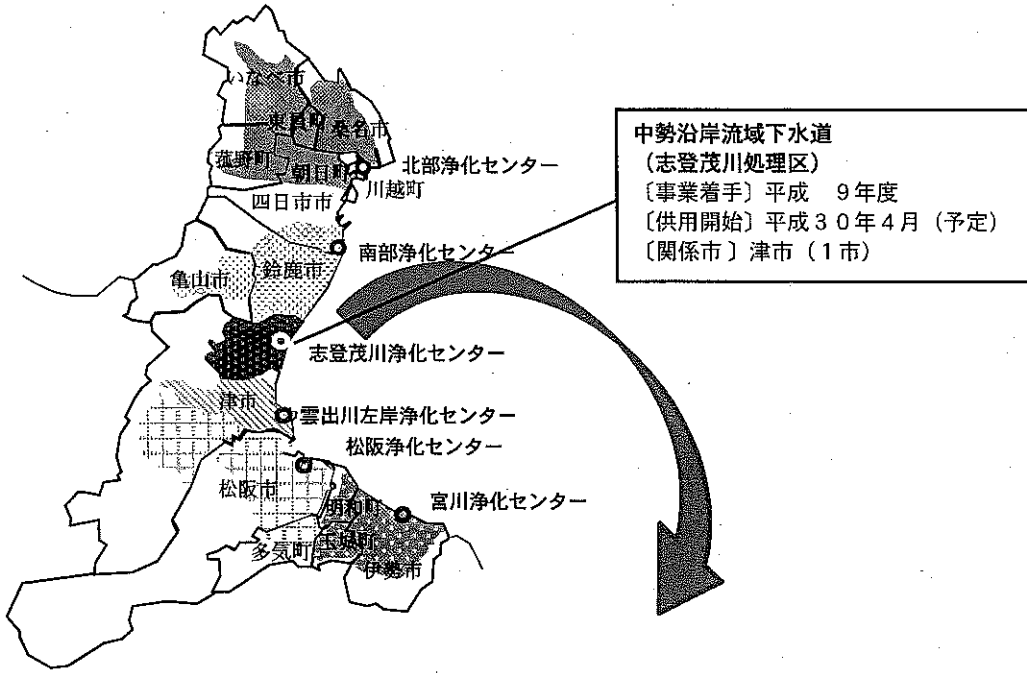
水処理施設の沈下、傾き、漏水については、工事完成後の平成23年8月に躯体の高さ等の測定や水槽の水張り試験を行い、異常はありませんでした。

その後、昨年12月、本年2月、5月、8月、11月にも調査を行いました。異常は一度も無く、水処理施設は安全であると判断し、調査は終了します。

4 志登茂川浄化センターの運転管理

志登茂川浄化センターの運転管理は、稼働中の浄化センターと同様に、流域下水道施設の指定管理者である公益財団法人三重県下水道公社が行います。

志登茂川処理区計画区域図



県管理河川水防災協議会について

1 経緯

平成 27 年の関東・東北豪雨や、平成 28 年台風 10 号では大規模な浸水被害が発生しました。このことを踏まえ、国は「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」と行政や住民等が意識を変革し、水害に社会全体で備えることを目標とした、『水防災意識社会再構築ビジョン』をとりまとめ、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するために、各河川管理者は協議会を設置することとされました。

2 三重県の取組状況

全ての県管理河川を対象に平成 29 年 7 月までに協議会を設置しました。

【構成団体】市町、国土交通省、気象台、県

	協議会の名称	主な対象河川名	構成市町
1	桑名圏域県管理河川水防災協議会	【一級水系】木曾川水系新堀川 他 【二級水系】員弁川 他	桑名市、いなべ市、東員町、木曾岬町、川越町、朝日町
2	四日市圏域県管理河川水防災協議会	【一級水系】鈴鹿川水系鈴鹿川、内部川 他 【二級水系】朝明川、三滝川、海蔵川、天白川、鹿化川 他	四日市市、川越町、朝日町、菰野町
3	鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会	【一級水系】鈴鹿川水系鈴鹿川、椋川 他 【二級水系】堀切川、金沢川 他	鈴鹿市、亀山市
4	雲出川圏域県管理河川水防災協議会	【一級水系】雲出川水系雲出川、中村川 他 【二級水系】中ノ川、田中川、志登茂川、安濃川、岩田川、相川、碧川 他	津市、松阪市
5	櫛田川圏域県管理河川水防災協議会	【一級水系】櫛田川水系櫛田川 他 【二級水系】三渡川、阪内川、金剛川、笹笛川 他	松阪市、多気町、明和町
6	宮川圏域県管理河川水防災協議会	【一級水系】宮川水系宮川、五十鈴川 他 【二級水系】外城田川、伊勢路川 他	伊勢市、多気町、玉城町、度会町、大台町、大紀町、南伊勢町
7	志摩圏域県管理河川水防災協議会	【二級水系】加茂川、前川 他	鳥羽市、志摩市
8	木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会	【一級水系】淀川水系木津川、服部川、柘植川 他	伊賀市、名張市、津市
9	尾鷲圏域県管理河川水防災協議会	【二級水系】赤羽川、船津川、銚子川 他	尾鷲市、紀北町
10	熊野川減災協議会	【一級水系】新宮川水系熊野川 北山川 他	熊野市、紀宝町
11	熊野圏域県管理河川水防災協議会	【二級水系】志原川、井戸川 他	熊野市、御浜町、紀宝町

3 水防災協議会における取組内容

(1) 雲出川圏域における取組（平成 28 年度に策定済）

目的	主な取組	主体		
		国	県	市町
逃げ遅れ ゼロの実現	・洪水浸水想定区域図の指定・公表		○	
	・洪水ハザードマップの作成・提供			○
	・避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	○	○	○
	・水害対応タイムライン（注1）の作成		○	○
	・ホットライン（注2）の運用		○	○
	・水防訓練の実施		○	○
社会経済被害の最小化の実現	・河川改修		○	
	・堆積土砂撤去		○	
	・重要水防区域の点検		○	○

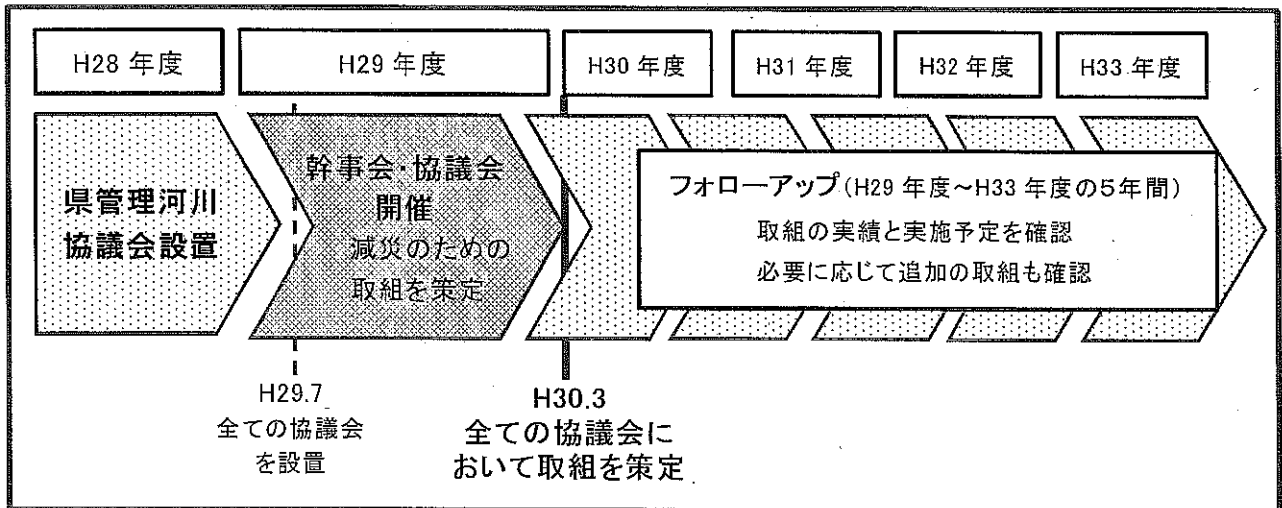
（注1）防災関係機関が災害発生時の状況を想定し共有した上で、防災行動をまとめた「防災行動計画」のこと

（注2）市町村長が行う避難勧告等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者から必要に応じ河川の状況、水位変化、今後の見通し等を市町村長等へ直接電話等で伝える仕組みのこと

(2) その他（10 圏域）における取組

雲出川圏域を除く 10 圏域の協議会については、それぞれの地域にとって有効な取組を平成 29 年度中に取りまとめる予定です。

4 スケジュール



県管理道路における区画線の引き直しの考え方について

1 現状

県管理道路における区画線は約 10,000 km あります。地域からの引き直しの要望が約 1,200km ありますが、現在は、年間の引き直しは約 230km に留まり、未実施の箇所が多く残っています。全ての要望に応えることは困難なことから、地域の方にわかりやすい基準に基づき、実施箇所を選定する必要があります。

2 実施箇所選定の考え方

- ①剥離度を 4 段階に区分する。：Ⅰ（剥離なし）～Ⅳ（極めて進んでいる）
- ②剥離度Ⅲ（進んでいる）とⅣ（極めて進んでいる）を事業実施候補区間とする。
- ③事業実施候補区間を、実施箇所選定方法に基づき優先度を決定する。

3 優先度の考え方（実施箇所選定方法）

（1）1次選定

事業実施候補区間のうち、以下の箇所を優先度 1 とする。

- ・通学路交通安全プログラムに基づく要対策箇所
- ・事故多発箇所

（2）2次選定

1) 手順

①優先度 1 以外の事業実施候補区間を、周辺地域の状況により 4 つの地域に区分する。

- 地域区分：市街地、耕地（平地）、耕地（山地）、山間部

②各地域区分の箇所選定表に基づき、各地域区分での優先順位を決定する。

2) 各地域区分での優先順位決定方法

①各地域区分の特性に応じた優先度選定指標を決定する。

- 優先度選定指標：剥離度、交通量、通学路の有無、道路の線形 等

②選定した優先度選定指標の重要度を決定する。

【参考】市街地の箇所選定表

①使用する優先度選定指標：剥離度、交通量、通学路の有無

②優先度選定指標の重要度：重要度 1 交通量、重要度 2 通学路の有無

交通量	通学路の有無	剥離度		
		Ⅰ～Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
多い	有	事業は実施 しない	優先度○	優先度 2
	無		優先度○	優先度 3
少ない	有		優先度○	優先度○
	無		優先度 9	優先度○

4 実施箇所の決定

- (1) 優先度1については、年次計画に基づき最優先で対応する。
- (2) 優先度1以外については、
 - ①各地域区分への予算配分額を決定する。
 - ②地域区分ごとに、予算の範囲内で優先順位に基づき実施箇所を決定する。

5 基準の策定に向けた年度内の取組

- ①各地域区分で用いる優先度選定指標を決定。(剥離度、交通量 等)
- ②各地域区分の優先度選定指標の重要度(指標の重み)を決定。(通学路の有無 等)
- ③優先度選定指標の分割方法を決定。(交通量を区分する台数 等)

6 今後の予定

平成30年度から実施するため、基準の策定に向けた取組を年度内に完了させます。

審議会等の審議状況（平成 29 年 9 月 15 日～平成 29 年 11 月 21 日）

（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	平成 29 年 9 月 19 日
3 委員	会長代理 松浦 健治郎 委員 海野 聡子 他 10 名
4 諮問事項	1 屋外広告物の安全対策の充実について 2 案内図板等への広告物掲出にかかる規制の弾力化について 3 都市緑地法等の一部改正に伴う禁止地域の追加について 4 講習会手数料の見直しについて 5～7 三重県屋外広告物条例の規定による禁止路線の変更について（国道 306 号（鈴鹿市）、国道 167 号、国道 260 号（志摩市））
5 調査審議結果	1 継続して審議することとなった。 2～7 原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成 29 年 9 月 26 日
3 委員	委員長 安食 和宏 副委員長 酒井 俊典 他 5 名
4 諮問事項	公共事業事後評価実施事業 ・ 県営広域漁港整備（三木浦）事業 ・ 県営水域環境保全創造（三重保全地区英虞湾）事業 ・ 県営広域漁場整備（三重漁場地区伊勢湾）事業
5 調査審議結果	事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県営都市公園指定管理者選定委員会（第 2 回）
2 開催年月日	平成 29 年 10 月 13 日
3 委員	委員長 板谷 明美 委員 吉田 太紀子 他 5 名
4 諮問事項	三重県営都市公園における指定管理候補者の選定について
5 調査審議結果	三重県営都市公園鈴鹿青少年の森他 4 公園における指定管理候補者として適当であると認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成 29 年 10 月 23 日
3 委員	会 長 松本 幸正 委 員 村山 顕人 他 14 名
4 諮問事項	1 伊賀都市計画区域の変更 2 上野都市計画区域区分の変更 3 伊賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 4 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (伊賀市内 産業廃棄物処理施設)
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成 29 年 10 月 24 日
3 委員	委員長 安食 和宏 委 員 岡 良浩 他 5 名
4 諮問事項	公共事業事後評価実施事業 ・ 道路（主要地方道 伊勢松阪線）事業 ・ 街路（都市計画道路 秋葉山高向線）事業
5 調査審議結果	事業の評価結果の妥当性が認められた。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県景観審議会
2 開催年月日	平成 29 年 10 月 30 日
3 委員	会 長 増井 正哉 委 員 木村 京子 他 7 名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県景観計画に基づく県の取組状況等について報告した。
6 備考	